

# 各手当制度のご紹介

## ～ 児童手当 ～

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

### ◆支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方。

### ◆支給額（月額）

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

#### ①所得制限額未満である方

0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
//（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

#### ②所得制限額以上である方

児童の年齢に関係なく一律 5,000円

### ◆支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分までが支給されます。

### 所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

## ～ 児童扶養手当 ～

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

### ◆支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね中程度以上の障がいがある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当している方。

- 父母が婚姻を解消した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- 父または母が死亡（生死があきらかでない場合を含む）した児童
- 父または母が重度の障害にある児童で、父または母の公的年金の加算対象になっていない児童
- 父または母が1年以上にわたり法律により拘禁されている児童
- 父または母に遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

#### ①児童が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 父または、母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき
- ハ. 父または母（重度の障害）に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ニ. 児童福祉施設に入所しているとき。または、里親に委託されているとき
- ホ. 母または父の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（父または母が重度の障害者の場合を除く）

#### ②父母又は養育者が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 公的年金を受けることができるとき
- ハ. 平成15年4月1日現在で、支給要件に該当してから既に5年を経過しているとき（父子家庭を除く）

### ◆支給額（児童一人月額）

	～25年9月	25年10月～
全部支給	41,430円	41,140円
一部支給	41,420円～9,780円	41,130円～9,710円

※児童2人目は月額5,000円、3人目以降は児童一人につき月額3,000円が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止又は全部停止となります。

### ◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。